

6 体制の確立

6-1 推進体制の構築

- 環境計画の進行管理を着実に進めていくためには、環境の切り口から進捗状況を客観的に把握・評価することのできる横断的な組織を構築することが望ましい。
- 水道事業者内部で従来から設置されている委員会等の既存の枠組を活用するほか、必要に応じて外部の機関・団体により評価を受けることも考えられる。

1) 体制構築の必要性

「Ⅱ-4 環境計画の進行管理」で述べた事項を着実に進めていくためには、水道事業者では各部署において業務分担を行っていることを踏まえつつ、環境の切り口から進捗状況を客観的に把握・評価することのできる横断的な組織を構築することが望まれる。また、このような横断的な組織における取組に対して、各部署の職員が協力して対応することも重要である。

2) 組織の形態

(1) 水道事業者内部における既存の枠組の活用

水道事業者内部において従来から設置されている既存の委員会等の枠組をベースとすることで、より円滑に体制構築を図ることが可能になると考えられる。

(2) 外部の機関・団体による評価の活用

水道事業者内部の組織体制のほか、必要に応じて外部の機関・団体により客観的な視点で評価を受けることも有効である。

3) 留意事項

推進体制を構築する際には、組織の代表者、各計画を実行するための責任者の役割、責任及び権限を明確に定めるとともに、組織の一人一人がどのような役割を担っているのかが適切に認識されるよう、以下について明確化する必要がある。

- ① 組織の代表者
- ② 環境計画の実行責任者
- ③ 組織図
- ④ 担当者の役割
- ⑤ 組織体制に関する関係者への周知徹底

6-2 職員への環境教育

- ・環境対策を着実かつ継続的に実施していくためには、職員一人一人が環境保全に対する意識の向上を図り、各々の役割を認識することが重要である。そのための方策として、職員を対象とした環境教育を計画的に実施することが有効である。
- ・特に中小規模の水道事業者では、水道事業の枠を超えた職員の人事異動が行われることが多いことから、水道事業者内部のみでなく所属する地方公共団体全体における継続的かつ計画的な取組を進めることが重要である。

水道事業者の職員を対象とした環境教育のメニューの事例として、例えば表-Ⅱ-6-1～表-Ⅱ-6-2に示すものが挙げられる。

表-Ⅱ-6-1 職員への環境教育の例

メニュー	主な内容
新規採用者研修	<ul style="list-style-type: none"> ・環境報告書を題材とした環境啓発 ・環境マネジメントシステムの仕組 ・オフィス活動での省エネの実施
環境活動推進研修	<ul style="list-style-type: none"> ・オフィス活動での省エネ推進のための取組 ・環境対策のテーマや実施内容の発掘
地球環境講座	<ul style="list-style-type: none"> ・地球全体における環境動向、気候変動等
幹部職員研修	<ul style="list-style-type: none"> ・下位職員の教育、監督方法に関する事項の習得 ・環境対策の内容や目標設定およびその掲揚方法の討議
環境マネジメントシステム入門研修	<ul style="list-style-type: none"> ・環境マネジメントシステムに関する基礎知識 ・マネジメントに取り組む意義
環境マネジメントシステム実施研修	<ul style="list-style-type: none"> ・マネジメントシステムの各要員の役割と義務 ・環境影響についての認識、負荷低減意識の向上
環境マネジメントシステム推進研修	<ul style="list-style-type: none"> ・マネジメントシステム上で規定する監査方法の把握 ・PDCA サイクルの遂行管理

(名古屋市上下水道局の例をもとに作成)

表-Ⅱ-6-2 職員への環境教育の例(東京都水道局)

メニュー	主な内容
職層別研修	<ul style="list-style-type: none"> ・新規採用職員、一般職員、管理監督者等を対象に局事業の動向と課題等について研修を実施する。 ・この中で、水源の水質保全、エネルギーの有効利用等に関する項目を設け、水道局が取り組んでいる環境問題について基礎的な知識を取得する。
実務研修・課題別研修・職場研修	<ul style="list-style-type: none"> ・主に技術系職員を対象に、水道事業が及ぼす環境問題について、より詳しい専門的な研修（漏水防止、省エネルギー、水道工事等で発生する土やコンクリートの有効利用等）を実施する。 ・実施部門推進事務局長、部門リーダー等を対象に、責任と役割について理解を深められるよう研修を実施し、併せて内部監査員の講師養成を実施する。
派遣研修・講演会（シンポジウム）等	<ul style="list-style-type: none"> ・都庁内他部局、国、学会等の主催する各種の環境保全に関する講習、研修会及び講演会に職員が参加し、専門能力の向上を図るとともに、最新の情報を収集する。

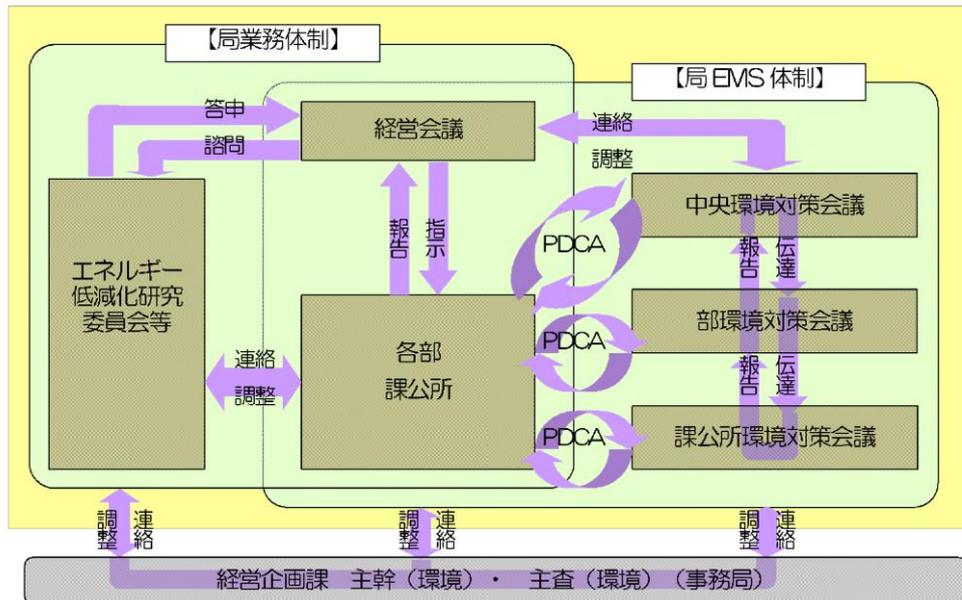
6-3 推進体制の事例

(1) 名古屋市上下水道局における推進体制

名古屋市上下水道局では、局環境行動計画に基づく環境活動を推進していくため、全ての職員が自主的に環境活動に取り組む体制を構築している。経営全体に関わる環境活動の方針等は経営会議で定めるものとし、実際の環境活動は各部課公所が行っている。また、これらの活動に当たっては、エネルギー低減化研究委員会等の検討を活用している。一方、環境活動をマネジメントするため、名古屋市上下水道局環境マネジメントシステムを構築し、局、部、課公所に階層化した環境対策会議を設け、環境活動の計画、評価、見直しを行っている。なお、これらの体制は局の内部で従来から構成されている委員会等の枠組をベースとしており、組織体制を構築する上で参考になると考えられる(図-Ⅱ-6-1～図-Ⅱ-6-2)。

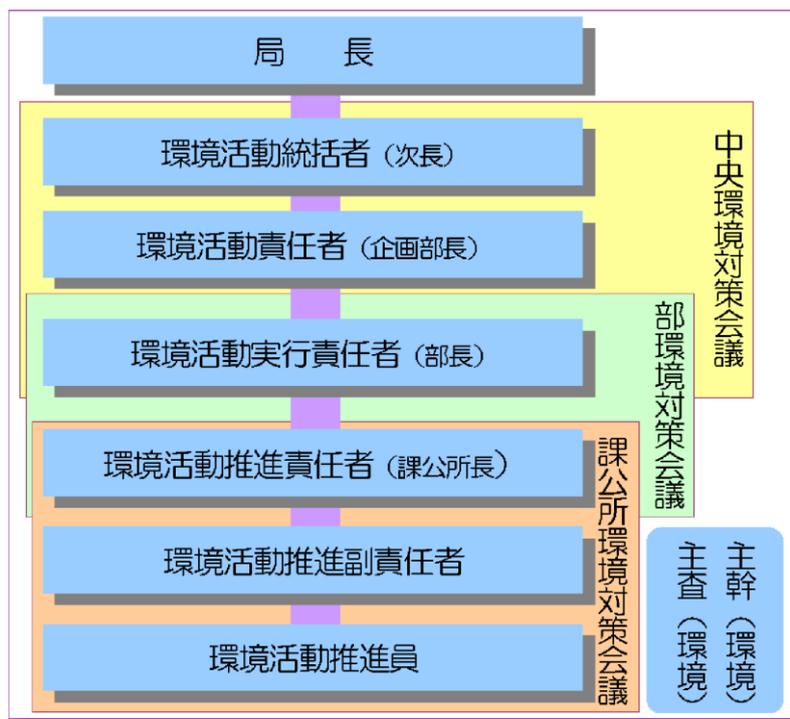
(2) 東京都水道局における推進体制

東京都水道局における環境計画の推進体制は図-Ⅱ-6-3 のようになる。



出典) 名古屋市上下水道局「環境行動計画(平成19年度版)」

図-Ⅱ-6-1 環境行動計画推進体制の事例(名古屋市上下水道局)



出典) 名古屋市上下水道局「環境行動計画(平成19年度版)」

図-Ⅱ-6-2 環境活動に関する担当者の事例(名古屋市上下水道局)

